

令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業
公募型プロポーザル 公募要領書

1. 目的

福岡市（以下、「市」という）では、令和4年3月に策定した「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」において、使用するエネルギーの脱炭素化を進めるため、自家消費を主目的とした太陽光発電設備を導入拡大することとしており、PPAにより、市有施設への太陽光発電設備の導入を進めるもの。

2. 事業の内容

別紙「令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業 公募仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

3. 事業スケジュール

- (1) 公募開始・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年10月31日（火）
- (2) 参加申込受付締切・・・・・・・・令和5年11月14日（火）
- (3) 参加資格確認結果通知・・・・・・・・令和5年11月20日（月）
- (4) 施設見学・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年11月27日（月）～12月1日（金）予定
- (5) 質問書の締切・・・・・・・・・・・・・・・・令和5年12月15日（金）
- (6) 質問に関する回答期限・・・・・・・・令和5年12月20日（水）
- (7) 提案書等の提出締切・・・・・・・・令和6年1月10日（水）
- (8) プレゼンテーション評価・・・・・・・・令和6年1月下旬を予定
- (9) 最優秀提案者の発表・・・・・・・・令和6年1月下旬から2月上旬頃を予定
- (10) 提案評価結果通知・・・・・・・・・・・・・・・・令和6年2月中を予定

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更となる場合がある。

4. 参加資格・参加申込方法等

(1) 事業者の構成

- ① 参加者は、単独の法人、又は、複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。
- ② 共同事業者を構成する法人は、単独で、別に参加することができない。また、他の参加している共同事業者の構成員となることもできない。
- ③ 共同事業者の場合は、代表となる法人を定め、法人ごとの役割分担を明確にすること。
- ④ 参加申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

参加者は、以下の①～⑤の要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による参加の場合、①、②、③、④は共同事業者総体で満たすこととし、⑤は全ての構成員が満たさなければならない。参加する事業者又は代表事業者の参加資格要件は、以下のとおりとする。

- ① 提案書に基づく太陽光発電導入事業を円滑に遂行するために、安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- ② 本年度を含む過去5年間（平成30年4月1日から令和5年10月31日までの間）において、本事業と類似事業（PPA、若しくは、太陽光発電設備のリース事業）の履行実績を有すること。実績は、国、他の地方公共団体、民間を対象とするか問わない。
- ③ 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者本要件は、設計時または維持管理時において、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者（外部委託等も可）が満たす場合も可とし、提案書にその旨記載すること。
- ④ 事業実施に際し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する「建設業の許可」などの必要な資格を有する事業者を含めること。協力事業者が資格を有する場合は、事前に市に報告すること。
- ⑤ 次のいずれの項目にも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者。
 - イ 公募要綱等公表日から最優秀提案者決定（令和6年1月下旬から2月上旬頃を想定）までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者。
 - ウ 措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者。
 - エ 最近2年間の市区町村税、消費税・地方消費税を滞納がある者。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立がなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。
 - カ 応募者及びその役職員が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員である者、並びに、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

(3) 参加資格確認結果の通知

「5. 提出書類」(1)から(2)の提出後、市において参加資格を確認する。参加資格確認の結果および企画提案書の提出について、令和5年11月20日(月)午後2時以降、文書および電子メールで市から参加者（代表者）に通知する。

5. 提出書類

原則として紙で提出すること。但し、⑤役員名簿（様式3-2）はエクセルデータでも提出すること。
提出部数、提出先は 8. 提出方法等 のとおりとする。

- (1) 提案競技参加申込書（様式1）
- (2) 法人概要（様式2）
- (3) 参加資格に係る書類

「4 (2) 事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

- ① 類似事業（PPA の長期継続事業、又は、太陽光発電設備のリース事業）の契約書または協定書等の写し（要件を満たしていることが確認できる部分のみの写しで良い）（様式3-1）（契約の相手方、提案者の社名、事業期間、PPA の長期継続事業、又は、太陽光発電設備のリース事業である契約内容が分かれば、契約金額や条項、印影等の営業上支障のある部分については、墨消ししたもので可。）
 - ② 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者（外部委託も可）を実施体制に明示し、資格証の写しを提出すること）
 - ③ 登記事項証明書
 - ④ 誓約書（様式3-2）
 - ⑤ 役員名簿（様式3-3）（役員名簿については、エクセルデータでも提出すること。）
 - ⑥ 直近2ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書
 - ⑦ 市税の滞納ないことを証明する書類（令和5年10月31日以降に発行されたもの）（参加者が福岡市に本店又は支店・営業所を有しないものは、所在地の自治体等発行の市町村税等の滞納がないことを証明する書類）
 - ⑧ 建設業法に規定する建設業の許可（協力事業者が許可を有する場合は、協力事業者を実施体制に明示し、建設業の許可証の写しを提出すること）
- ※ 共同事業者の場合は、構成員ごとに提出すること。

また、③～⑦については、福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿に登載されている者については、提出を要しないものとする。

(4) 企画提案書

- ① 事業の実施内容（様式4-1）
- ② 太陽光発電設備及び蓄電設備容量（様式4-1-1）
- ③ 自家消費料金単価（様式4-1-2）
- ④ 事業実施体制（様式4-2）
- ⑤ 事業収支計画（様式4-2-1）

※企画提案書については、A4 版縦長で作成することを原則とする。A4 版縦長で記載が難しい場合は A3 版横長も可とする。

6. 企画提案書の内容について

別に示す公募仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

- ・ 本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「国交付金」という）を活用するため、充当する国交付金等の交付要件・規定等に基づいた、システム構成としなければならない。
- ・ 太陽光発電設備及び蓄電池の設置については、別紙3 補助金限度額に示す年度ごとの補助限度額の範囲内で、市から補助金（以下、「市補助金」という）を交付されることを前提とし、市補助金を充当した提案単価とすること。
- ・ 別紙3 補助金限度額に示す年度ごとの補助限度額に応じて、契約単価、施工及び発電開始時期を検討し、令和6～8年度に太陽光発電設備の設置を行う提案を行うこと。但し、令和6年度の補助限度額を全て執行したのちに、令和7年度に設置を行う計画とし、令和8年度に設置を行う場合は、令和7年度の補助限度額を全て執行する計画とすること。（前年度の市補助金を執行せずに、以後の設置計画を提案することは不可。）また、各施設への太陽光発電設備の設置は、市補助金の交付を受ける年度内に工事を開始し、完了しなければならない（市補助金の交付申請を行った年度を超えての施工は原則不可）。
- ・ 事業者決定後に、補助限度額、又は充当する市補助金等の変更があった場合は、施工及び発電開始時期を市と協議により変更することができる。

(1) 事業の実施内容（様式4-1）

次の①～⑦までを必須事項として含めること。なお、検討にあたっては、以下の情報を、提案競技参加申込書を提出した事業者に対して貸与するので参考に検討すること。

（貸与する資料）

- ・ 各施設の図面（屋根伏図・矩計図・単線結線図・電気室図面等）、構造計算書及び、別紙1に記載の施設ごとの1年間の電力使用量の30分値・予定使用電力量・現在の電力契約の情報、自家消費料金の上限単価

① 実施概要

- ・ 実施概要等を記載すること。
- ・ 設備のシステム構成図（提案する施設毎）を記載すること。

② 太陽光発電設備及び蓄電設備容量（様式4-1-1）

- ・ 各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）、蓄電池容量（kWh））を検討すること。蓄電設備については、学校施設・玄界小中学校・庁舎施設への設置は必須提案とし、公民館施設・下水道施設・水道施設へは、設置する提案はできない。

※太陽光発電設備容量は、パネル又はパワーコンディショナのうち、出力の小さいものを記載すること。複数のパワーコンディショナを設置する場合は、それぞれパワーコンディショナの系統ごとに出力の小さい値をとり、合算すること。（蓄電池の入出力のみの系統のパワーコンディショナは、合算しない。）

- ・ 別紙1の対象施設は、全ての施設に太陽光発電設備を設置するものとするが、本事業における上限価格を考慮し採算性が見込めない施設は、設置提案を行わないことができる。設置提案を

行わない施設については、設備容量を“0”とし、対象施設一覧に設置容量を記載すること。

③ 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・設備設置時の屋上（屋根）防水への影響および屋上防水改修等の施設の維持管理に配慮した設置方法等を提案すること。

④ 自家消費料金単価（様式4-1-2）

- ・自家消費料金単価は事業期間中一定とし、学校施設・玄界小中学校・公民館施設・下水道施設・水道施設・庁舎施設の施設グループ毎に6種類の単価を、市より提示した上限単価以下で提案すること。（自家消費料金単価は、消費税及び地方消費税を除いた価格（小数第二位までの価格で記載）に提示すること。）
- ・別紙3 補助金限度額に示す年度ごとの補助限度額に応じて、**本事業に市補助金を充当し低減した自家消費料金単価**を提案すること。
- ・事業者決定後は、毎年度、設置工事の前に、市へ、市補助金の申請を行うこととし、提案した自家消費料金単価により電力供給に関する契約をする。
- ・提案した自家消費料金単価は、市補助金以外の活用等により自家消費料金単価が下がる場合、別紙3 補助金限度額に示す年度ごとの補助限度額が変更になった場合、設置条件に制約が生じた場合等の一部の例外を除き、事業者決定以降の変更は原則認めない。

⑤ 市域事業者・市民に向けたPPA事業のセミナー等

- ・PPAによる太陽光発電設置を普及することを目的に、市域事業者や市民に向けたセミナー等の実施提案を行うこと。
- ・本事業に合わせて、PPAのメリットや太陽光発電設備導入による脱炭素の効果等を市民・事業者向けに周知することで、市の広報との相乗効果により、PPA事業のノウハウ・実績を有する地場事業者の増加、ひいては市内の民間事業者への太陽光発電設備設置の推進を期待する。
- ・セミナー等の内容・実施方法について、より具体性、実現性があり、効果的な提案を評価する。

⑥ 福岡市の特性を踏まえた独自提案

・「福岡市地球温暖化対策実行計画」や「福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画」を踏まえた、福岡市の脱炭素化に資する任意の提案を期待する。

例) ・発電電力量及びCO₂削減量の表示装置を施設に設置することで、市民へ脱炭素に関する啓発を行う。

・V2X 接続可能なシステム構成にする 等

※例示の内容を求めるものではない。

(2) 事業実施体制（様式4-2）

次の①～⑦までを含めること。

① 事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を記載すること。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。但し、写しの添付は正本のみとする。

② 事業計画

- ・実施期間における実施計画、スケジュール等を記載すること。最優秀提案者決定後から運転開始までについても記載すること。最優秀提案者決定後から運転開始までのスケジュールは、施設毎に施工時期や発電開始時期等をバーチャート等で記載すること。なお、施設毎の事業スケジュールは、別紙3 補助金限度額に示す年度ごとの補助限度額に応じて、設定すること。

③ 運転計画

- ・運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、除草等の計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

④ 市内地場企業の活用の提案

- ・資材調達や工事施工において、福岡市地場企業（福岡市内に登記上の本店がある事業者）の活用（予定含む）について任意の提案することができる。

⑤ 事業収支計画（様式4-2-1）

- ・設備費、工事費、運転管理、維持管理等に要する費用、資金調達を含めた事業期間の事業収支計画書を施設ごとに作成し、提出すること。

⑥ 故障、緊急時の対応体制図

⑦ 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

7. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 用紙サイズはA4版縦長を基本とすること。一部A3版横長の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- (2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業」と記載すること。
- (3) 企画提案書は、フラットファイルに綴じ、正本1部、副本9部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については資格証の写しを提出している人も含め「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、会社を特定できないように留意すること。
- (5) 提出できる企画は、1提案者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (6) 枚数に制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。

(7) 体裁は以下のとおりとする。

- ① 用紙はA4縦長で使用し、文書は全て横書きとする。また、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
- ② ワードソフト等を使用して作成し、文字サイズ12pt以上に設定すること。

8. 提出方法等

(1) 提出部数

- ① 提案競技参加申込書(様式1)、法人概要(様式2)、参加資格に係る書類:各1部
- ② 企画提案書:正本1部、副本9部

(2) 提出期限

- ① 提案競技参加申込書(様式1)、法人概要(様式2)、参加資格に係る書類
令和5年11月14日(火)15時【必着】
 - ・提案競技参加申込書の提出がない者からの企画提案は受け付けない。
 - ・提出者には、各施設の図面(屋根伏図・矩計図・単線結線図・電気図面等)、構造計算書及び、別紙1に記載の施設ごとの1年間の電力使用量の30分値・予定使用電力量・現在の電力契約の情報、自家消費料金の上限単価をデータで貸与する。
 - ・参加資格の審査を行い、令和5年11月20日(月)午後2時以降、結果を通知する。
 - ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、下記(3)へ参加取止届(様式6)を提出すること。
- ② 企画提案書
令和6年1月10日(水)15時【必着】

(3) 提出先

(2)の書類の提出は、提出場所へ郵送又持参するものとし、⑤役員名簿(様式3-2)のエクセルデータの電子メールでの送付を除いて、FAX、電子メール等によるものは受け付けない。

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 福岡市役所13階
福岡市環境局 脱炭素社会推進部 脱炭素事業推進課 公共施設係
電話:092-711-4204 FAX:092-733-5592
e-mail:datsutanso-jigyo.EB@city.fukuoka.lg.jp

9. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、「質問書」(様式5)を提出するものとする。

(1) 質問受付

- ① 受付期間
令和5年10月31日(火)～12月15日(金)15時
- ② 提出方法
電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業に関する質問」とすること。電子メール送付後、電話により提出先へ確認すること。

③ 提出先

上記8(3)記載の e-mail アドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、回答できるものから順次ホームページに掲載する。回答受付期間終了後、ホームページに令和5年12月20日(水)17時までに、原則、すべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限を過ぎて到着した質問に対しては、回答しない。また、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

10. 企画提案の提案評価

企画提案は、「令和5年度 福岡市市有施設への太陽光発電設備導入事業提案評価委員会」(以下「委員会」という。)において提案評価する。

提案評価に当たっては、委員会の各委員が(2)評価基準に基づき、500点満点で採点し、各委員の評価点数の合計を評価点とする。市は、委員会での評価点を委員数で除した点数が250点を超えた事業者から、委員会での評価点を参考に最優秀提案者を決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも提案評価を実施することとし、評価点を委員数で除した点数が250点を超える場合には、市は、委員会での評価点を参考として最優秀提案者を決定する。

プレゼンテーション評価

① 日時

令和6年1月下旬

② 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

③ 提案評価の詳細

詳細については、参加者に別途通知する。

(1) 評価基準

① 評価項目及び配点等評価表

提案書評価基準のとおり

② 評価方法

ア 各評価項目について、以下の6段階評価を行う。

5点：優れている、4点：やや優れている、3点：普通、2点：やや劣る、1点：劣る、0点：非常に劣る又は提案無し

イ 評価点は、各項目の評価結果に対し、指定された加重倍率を乗じて得られた点数とする。

(2) 失格事由

提案者に以下の行為があった場合には、失格(選定対象からの除外)とする。

① 評価委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

② 他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行うこと。

③ 最優秀提案者決定までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること。

④ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。

⑤ 企画提案書について、提出期限までに提出されない場合

- ⑥ 提案単価が上限単価を超えた見積を提出した場合
- ⑦ プレゼンテーション評価に出席しなかった場合
- ⑧ 参加申込書の提出以後、最優秀提案者決定までの間に「4. 参加資格・参加申込方法等（2）事業者の参加資格」を有しなくなった場合
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、参加取止届（様式6）を、令和6年1月10日（水）までに提出すること。

(4) 提案評価及び選定結果の通知及び公表

- ① 提案評価及び選定結果は、最優秀提案者決定後、参加者（代表者）全員に速やかに文書及び電子メールにより通知する。
- ② 提案評価及び選定結果は、市ホームページに公表する。

11. 最優秀提案者選定後の手続き

- (1) “10. 企画提案の提案評価”により選定した最優秀提案者と仕様書に基づき詳細を協議し、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。
- (2) 安全性が担保できない等のやむを得ない事情がない限りは、提案した内容を履行することを前提として協定を締結する。
- (3) 協議が不調となった場合など、事業化に向けた協定の締結に至らない場合は、評価委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。また、最優秀提案者が辞退した場合も同様とする。
- (4) 最優秀提案者が、太陽光発電設備を設置しない提案を行った施設について、次点以下の提案者において設置する提案があった場合、当該提案者と事業化に向けて交渉をする場合がある。

12. 施設見学

本市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の一部について見学を行う。施設見学を希望する場合は、参加申込期限までに8(3)へ電子メールで申し込むものとする。なお、施設見学にあたっては、環境局脱炭素事業推進課及び施設管理者の指示に従うこと。また、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止又は延期する場合がある。

(1) 見学期間

令和5年11月27日（月）～12月1日（金）の間で、公募参加申込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

13. その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ① 企画案の著作権は各提案者に帰属するものとする。
- ② 企画案のうち、様式4-1に関する事項については、福岡市が利用（必要な改変を含む。）することがあるため、利用可能範囲や許可の要否に関して協議することとする。また、福岡市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。な

お、開示については同条例第7条に基づき、個人情報や法人その他の団体に関する情報であつて、公にすることにより権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、開示対象外とする。

- ③ 提案者は、福岡市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含む、いかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ④ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ福岡市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (2) 市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。
 - (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
 - (4) 提出された企画提案書は返却しない。
 - (5) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとし、原則提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。ただし、企画提案書副本への会社名がわかる記載のあった場合の当該箇所の削除等、市が軽微な補正を求めた場合はこの限りでない。
 - (6) 企画提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
 - (7) 提案競技及び事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、単位は日本標準時及び計量法によるものとする。
 - (8) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び関連法令の変更に伴い、消費税率及び地方消費税率が変更された場合、当該変更の内容（経過措置を含む。）による税率を適用する
 - (9) 本事業の実施は、福岡市議会における予算の成立を前提とする。